○枚方市廃棄物減量等推進審議会条例

平成6年9月19日
条例第18号

(設置)

第1条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平16条例20・一部改正)

(担任事務)

第2条　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項

2　審議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条　審議会は、委員20人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　関係市民団体を代表する者

(3)　関係業者団体を代表する者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平11条例11・一部改正)

(関係者に対する協力要請)

第4条　審議会は、その担任事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第5条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正)

2　枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例(平成5年枚方市条例第30号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔平成11年3月19日条例第11号抄〕

1　この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附　則〔平成16年6月7日条例第20号〕

この条例は、公布の日から施行する。